

日時：令和5年3月1日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第234回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つでございます。

議題1「令和3年度施行状況調査（令和4年度実施）の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和3年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について御説明申し上げます。

この施行状況調査は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について調査するもので、デジタル社会形成整備法による両法の廃止前は総務省が実施しておりました。今申し上げたとおり、両法は廃止されましたけれども、廃止前の両法の施行の状況について、経過規定に従い、今年度、当委員会で調査を実施したのになります。

今年度の調査対象は、国の行政機関が49機関、独立行政法人等が191法人でした。前年度の調査からデジタル庁が増えたため、行政機関が1機関増えております。調査期間は令和3年度、すなわち令和3年4月1日から令和4年3月31日の間で、ある一時点での状況に関する調査項目については令和4年3月31日時点での状況を調査しております。

調査項目の第1として、個人情報ファイルの保有・利用の状況について御説明します。個人情報ファイルの保有状況は資料に記載のとおりで、前年度に比べて行政機関の保有数が約6,000ファイル増加しています。これは、国税庁における増加が主な要因です。独立行政法人等の保有状況に大きな変化はありませんでした。

個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況は、行政機関における法令に基づく提供及び本人の同意を得た場合等の提供が増加しております。

続いて、調査項目の第2として、保有個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求の状況について御説明します。まず、令和3年度に新規に受け付けた請求の件数については、開示請求について申し上げますと、行政機関が12万9,386件、独立行政法人等が3,459件でした。行政機関に対する開示請求が前年度の約16万件から減少しておりますが、これは前年度の増加要因となっていた国税庁に対する本人提出の確定申告書の開示請求が減少した

ことが一つの要因です。

次に、受けた請求に対する開示決定等の状況は、開示請求に対して不開示としたものは行政機関で2.4%、独立行政法人等で3.1%という状況でした。開示決定等に対する不服申立てとして行われる審査請求の件数は、行政機関に対して開示決定等に関して行われた審査請求が272件、同じく独立行政法人等に対するものが104件でした。

また、開示決定等について、その取消し等を求めて新たに提起された訴訟の件数について、行政機関及び独立行政法人等に対するものがそれぞれ6件ずつでした。

最後に、調査項目の第3として、安全確保措置、現行の個人情報保護法でいう安全管理措置の運用状況について御説明申し上げます。総務省が安全確保措置に関して行政機関及び独立行政法人等に通知していた指針では、安全確保措置に関する規定を整備することが求められていました。その整備状況について調査した結果について、おおむね必要な規定が定められていたものの、独立行政法人等の中の幾つかの法人において、指針の改訂に伴った適切な見直しがなされていなかったところや研修への参加の機会の確保に関する規定を定めていないところがありました。

また、不適正管理事案、すなわち保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の事案の発生状況について、令和3年度には、行政機関において1,076件、独立行政法人等において2,575件の事案が発生しています。独立行政法人等では、前年度に比べて約600件増加していますが、これは日本年金機構における配送事故、配送を請け負った事業者による誤送付や誤投函が主な要因となりますけれども、このような事案が前年度から約660件増えたことが一つの要因です。

不適正管理事案の規模としては、本人数5人以下の事案が行政機関では約8割、独立行政法人等では約9割を占めています。他方で、本人数1万人を超える事案も行政機関、独立行政法人等でそれぞれ2件ずつ生じています。行政機関の事案は、財務省、国税庁における書類の誤廃棄事案で、いずれも本人数約2万人のものでした。独立行政法人等の事案は、日本年金機構において他人の情報が記載された振込通知書を誤送付した事案で、約97万人に影響が出たものと、東海国立大学機構において職員1名のメールアカウントが不正アクセスを受け、約1万人の保有個人情報が開覧されたおそれがあるものが生じておりました。なお、不適正管理事案に関する訴訟は、独立行政法人等で1件発生しております。

指針において定期又は随時に実施することが求められている監査又は自己点検の状況については、消防庁のみ災害対応のため、令和3年度中に監査及び自己点検のいずれも実施できなかったとの報告を受けております。監査または自己点検において是正すべき事項が認められたのは、行政機関で49機関中15機関、独立行政法人等で191法人中59法人でした。

結果の御説明は、以上です。

報告書についてですけれども、近日中に委員会ホームページに施行状況調査用のページを設け、こちらに総務省から引き継いだ過年度の施行状況調査の結果と併せて公表をする予定です。

また、本日の委員会資料については、委員会ホームページに、今申し上げたとおり報告書をアップロードした際に同時に公表することとさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

高村委員、お願いします。

○高村委員 公的部門での個人情報の取扱いについて、基礎的な情報を継続的に調査・公表する施行状況調査は、国民への情報提供の観点からも公的部門への監視の観点からも重要な意義を持ちます。

令和5年度からは、改正個人情報保護法に基づく調査が始まり、令和6年度からは、対象が地方公共団体等にも拡大されることから、事務局において遺漏なきよう準備を進めてください。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については後日公表とし、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議はこれで閉会といたします。